

**返還
不要**

授業料以外の教育費を支援！

高校生等

・福岡県外の公立学校在籍者用
・国立高等専門学校等在籍者用

奨学給付金

のご案内

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

特に「家計急変」に該当する場合は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や申請を希望する方は御相談ください。

通常の場合

どんな人が対象？

離職などにより家計が急変した世帯

2 詳しくは
ページへ

どんな人が対象？

**生活保護(生業扶助)受給者、
または、非課税の世帯**

3 詳しくは
ページへ



申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、**在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。**
下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

提出書類

項目	書類
①高校生等奨学給付金受給申請書	様式1（その2-1）
②7月1日現在の世帯状況が分かる書類	<生活保護を受給されている場合> ○7月1日現在、生活保護を受給していることが分かる書類※1 <生活保護を受給されておらず、高校生等本人以外に兄弟姉妹がいる場合> ○扶養誓約書（様式3） （高校生等本人以外に兄弟姉妹がおり、年間給付額が143,700円となる世帯のみ）
③その他必要書類	<全員提出が必要なもの> ○提出書類チェックリスト ○在学証明書（様式2） ※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。 ○令和6年度分課税証明書 ○債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要） <該当者のみ提出が必要なもの> ○委任状（高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合）

※1 生徒本人が生業扶助を受給していることが分かる書類

申請受付期限

2/28

申請を希望する場合は、

1 ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※新入生について、通常の前倒し申請（4～6月分）の支給を受けた場合も、本申請（7～3月分）の支給を受けるためには、7月以降に再度申請をする必要があります。